

## 水道行政移管後の認可審査・立入検査に期待すること

### 認可・立入検査によって担保される水道の品質

私は水コン時代、厚労大臣認可・知事認可双方の認可申請を業務として対応してきた。しっかりしているのは厚労大臣認可で、長年の歴史の中で事業者と厚労省のやり取りがかなり様式化されている。また、担当者はプロパーはもちろん、水道経験がある程度ある大規模事業者の出向者が中心であるため、指摘内容もしっかりしている。法定の立入検査も同様で、厚労省 HP で「水道法第 3 9 条第 1 項の規定に基づく立入検査結果報告について」が毎年公表されている。指摘事項の公表内容を見てもらえればわかるが、指摘内容は多岐に渡り、厚労大臣認可の事業者は水道法の遵守に漏れがないように常に緊張感を持って業務を執行している雰囲気が感じられた。

### 知事認可は監査品質に問題あり

認可審査・立入検査に高いレベルで対応している都道府県はもちろん存在するが、そうでない県をこれまでの業務で私は見てきた。共通するのは認可者が自前の水道を抱えておらず、水道の経験がない職員が認可や立入検査を担当せざるを得ない県である。平成 27 年頃に地方分権と合わせ、それまで厚労省が一元的に担っていた認可審査を給水人口 5 万人以下を中心に都道府県に移管したが、この際に県営水道を抱えない県にもこの権限が移管されてしまったのである。

私自身も県営水道を抱えない県に認可申請をしたことがあるが、見ているのは所定の様式が揃っているかどうかのみであり、計画水量がどうかとか、原水水質に適した浄水処理になっているかといった技術的な部分は一切見られなかった。また、こうした県下の事業者は立入検査の実施も当然難しいため、コンサル業務の中で驚くような実態を見てきた。

- 水質検査計画が非公開
- 水質検査結果が非公開
- アセットマネジメント未策定 (R1 法改正)
- 台帳の不備 (布設年度や管種がほぼ不明、設備台帳未整備)
- 浄水場出口の塩素濃度が 0.1mg/L を普通に下回っている

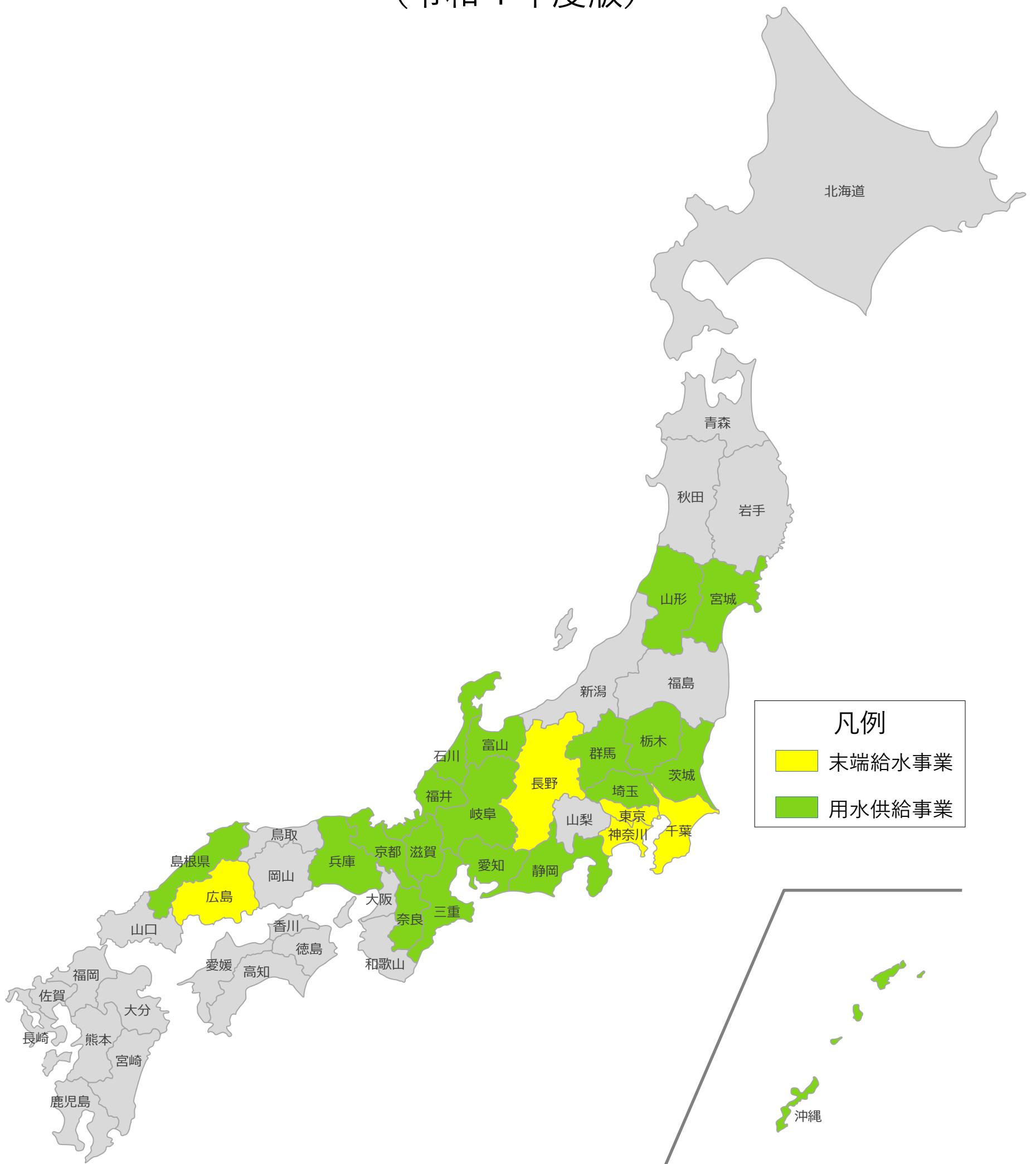
### 移管後の期待

令和 6 年度から厚労省の水道行政が国交省に移管され、地方整備局が認可審査を担うこととなった。特に、認可審査が県から地方整備局に一元化されることにより、認可審査・立入検査の品質向上が期待できる。地方整備局の品質を維持するためには、認可審査経験のある厚労省、都道府県、コンサル出身者を配置することで、審査側の目利き力を維持していくことが今後重要である。また、各都道府県が個別に抱えていた審査・検査のノウハウを一元化し、各地方整備局で共有することで、品質の均一化を目指すことも必要になるだろう。認可審査や立入検査は水道の基盤を支える重要なプロセスであり、ここの品質が低下すると中小事業者を中心に放漫経営を生み出すことになる。国土交通省にはこの部分にも注意を払っていただきたい。

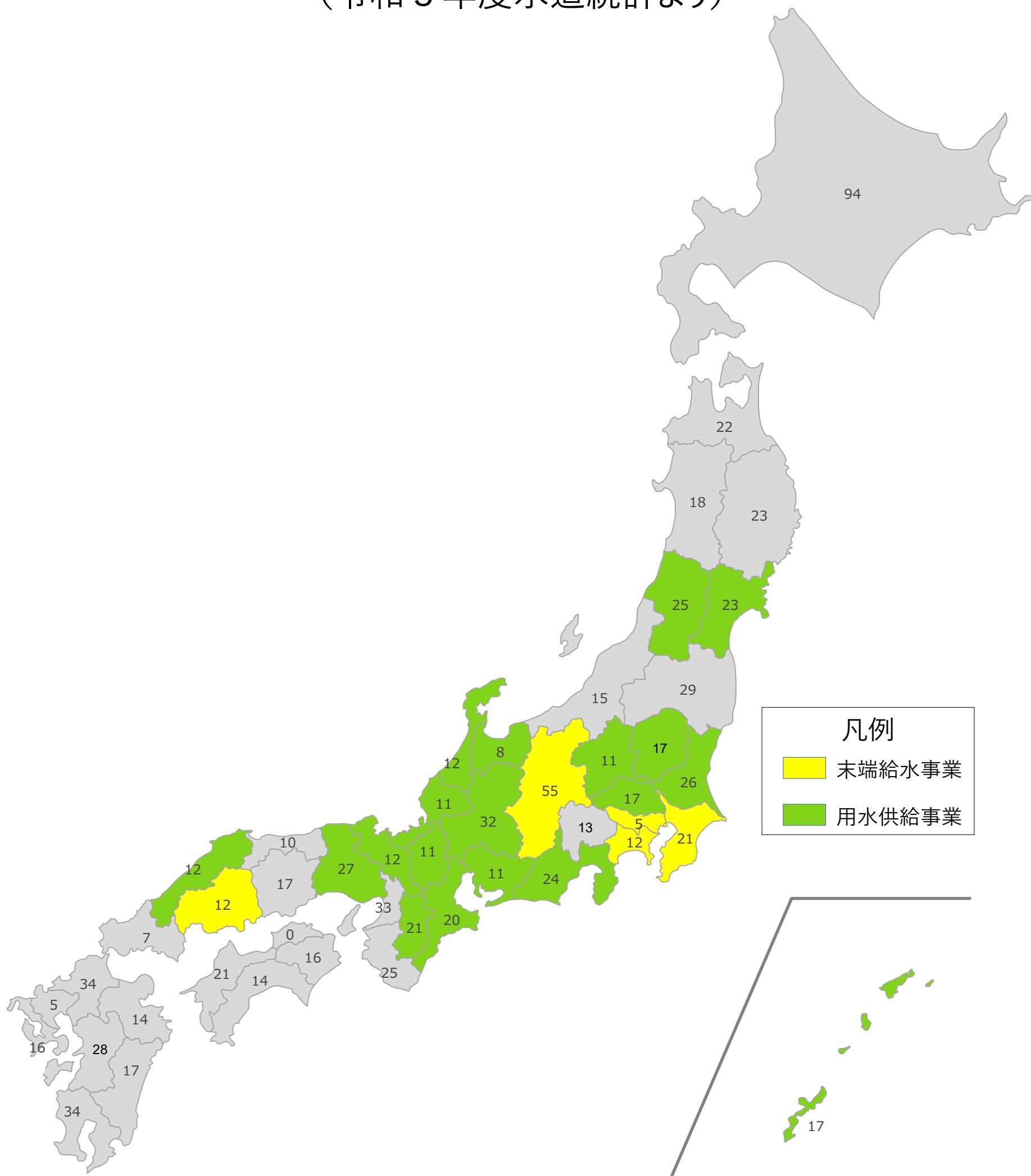
## 追記：どうやら都道府県認可の申請先は都道府県のまま

令和6年4月22日に開催された全国水道主管課長会議の資料によると、都道府県認可団体の認可申請先は相変わらず都道府県のままのようである。となると、本稿で期待しているような監査品質の改善は期待できないかもしれない。都道府県認可に地方整備局がどのように関与していくのか、今後の動向に注目したい。

# 県営水道マップ (令和4年度版)



# 県営水道マップ（都道府県知事認可事業体数） （令和3年度水道統計より）



## 認可、届出業務等のフロー

